みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービスを提供する事業所(以下「事業所」という。)の就労環境改善や人材育成の取組に係る宣言認証制度を設け、介護事業者の取組を公表することにより、働きやすい環境の整備を促進し、介護人材の定着、育成及び参入を図るとともに、県、市町村及び関係団体が連携し、県全体が介護の就労環境改善に取り組む機運を醸成し、介護業界全体のレベルアップ及びイメージアップを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 宣言 別表第1の認証項目について、事業所において自主的に取り組んでいることを介 護事業者が宣言し、第1段階認証の申請をすることをいう。
 - (2) 第1段階認証 別表第1の認証項目について、宣言事業所の取組を知事が確認し、認証 することをいう。
 - (3) 第2段階認証 別表第2の認証項目について、申請のあった第1段階認証事業所の取組を知事が確認し、認証することをいう。
 - (4) 宣言事業所 第1段階認証の申請内容について知事が確認し、登録した事業所をいう。
 - (5) 第1段階認証事業所 第1段階認証を受けた事業所をいう。
 - (6) 第2段階認証事業所 第2段階認証を受けた事業所をいう。

(対象)

第3条 本制度の対象は、「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム(以下「公表システム」という。)」において、別表第3に掲げるサービス種別で情報を公表している県内の事業所とする。

(認証の段階)

- 第4条 認証の段階は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 第1段階 事業所の就労環境の見える化と底上げを目指す段階
 - (2) 第2段階 事業所の就労環境の更なる見える化とレベルアップを目指す段階
 - (3) 第2段階プレミアム 事業所の就労環境改善の取組が高い水準で充実している段階

(認証の申請)

- 第5条 宣言の登録(以下単に「登録」という。)及び認証を受けようとする介護事業者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる申請書又は電磁的方法により、知事に申請を行うものとする。
 - (1)登録及び第1段階認証 様式第1号又は電磁的方法
 - (2) 第2段階認証 様式第2号
- 2 申請者は、申請した情報に変更が生じたときは、様式第3号又は電磁的方法により、知事に 届出を行うものとする。

(認証の審査)

- 第6条 知事は、第1段階認証の申請があったときは、その内容を確認し、不備がない場合は、 宣言事業所として登録するものとする。
- 2 知事は、第1段階認証の申請について、公表システムの調査により確認し、別表第1の認証 項目を全て満たすときは、第1段階認証をするものとする。
- 3 知事は、第2段階認証の申請について、別に定めるところにより確認調査を実施し、別表第 2の認証項目のうち必須項目を全て満たすときは、第2段階認証をするものとする。
- 4 知事は、前2項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、認証しない旨の決定をした ときはその旨及びその理由を、当該申請者に通知するものとする。
- 5 第3項の審査において、第2段階認証の申請が別表第2の認証項目(努力項目を含む。)を全 て満たすときは、当該事業所を第2段階プレミアム認証事業所とする。

(認証の有効期間)

第7条 前条第2項及び第3項の規定による認証の有効期間は、3年間とする。

(認証の更新)

- 第8条 第6条の規定により認証を受けた者(以下「認証事業者」という。)は、前条の有効期間 満了後の認証の継続を希望するときは、当該有効期間の更新を申請することができる。
- 2 前項の規定により有効期間の更新を申請しようとする者は、その有効期間の満了前に、様式 第4号又は電磁的方法により、知事に申請を行うものとする。
- 3 第6条の規定は、認証の更新の審査について準用する。

(認証の辞退)

第9条 認証事業者は、認証基準を満たさなくなったときは、様式第5号により、速やかに知事 に届け出るものとする。

(登録及び認証の取消)

- 第10条 知事は、次のいずれかに該当するときは、登録及び認証を取り消すことができる。
 - (1) 申請内容が実際と異なることが判明したとき
 - (2) 故意又は重大な過失により、関係法令に基づく命令又は処分を受けたとき
 - (3) 事業所が休止あるいは廃止したとき
 - (4) 事業所から辞退の申出があったとき
- 2 知事は、前項の規定により登録又は認証を取り消すときは、その旨及びその理由を、当該介 護事業者に通知するものとする。
- 3 登録又は認証の取消を受けた者は、速やかに宣言証又は認証証を知事に返還しなければならない。

(公表)

第11条 知事は、宣言事業所、第1段階認証事業所、第2段階認証事業所及び第2段階プレミアム認証事業所について、ホームページ等で公表し、制度の周知に努めるものとする。

(推進委員会)

- 第12条 宣言認証制度の推進に関し、取り組みの検討を行うため、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(マークの使用)

- 第13条 宣言事業所は「宣言マーク」、第1段階認証事業所は「第1段階認証マーク」、第2段階 認証事業所は「第2段階認証マーク」、第2段階プレミアム認証事業所は「第2段階プレミアム 認証マーク」を、使用することができる。
- 2 宣言マーク、第1段階認証マーク、第2段階認証マーク及び第2段階プレミアム認証マーク の取扱いについては、別に定める「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用要領」 によるものとする。

(要綱の改廃)

第14条 この要綱の改廃は、知事が行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宣言認証制度に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃止前の宮城県介護人材確保協議会みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運営規程(以下「旧協議会規程」という。)第5条第3項、同条第4項又は第6条第3項の規定による宣言の受理、第1段階認証及び第2段階認証は、この要綱第6条の規定による宣言の登録、第1段階認証及び第2段階認証とみなす。ただし、第1段階認証及び第2段階認証の有効期間は、当該旧協議会規程の規定による認証の有効期間の満了の日までの間とする。
- 3 この要綱の施行の日前にされた、旧協議会規程第5条第2項、同条第5項、第6条第2項又は同条第4項の規定による申請は、この要綱第5条第1項又は第8条第2項の規定による申請 とみなす。

別表第1

第1段階認証 認証項目

/// 1	段階認証 認証項目 	認証基準
公表	長システムの「基本情報」の『	
1	従業者の健康診断の実施 状況	全ての従業者(健康診断を受けないことを希望した者を除き、 労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付け られた者以外も含む。)の健康診断を実施していること。
② 公表	事業所で実施している従業者の資質向上に向けた 研修等の実施状況 長システムの「運営情報」の「	事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラム及び時間等)を記載していること。 1981
3	全ての新任の従業者を対象とする研修計画がある※	常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画があること。
4	全ての新任の従業者を対象とする研修の実施記録がある ※	常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サー ビスに関する研修の実施記録があること。
5	全ての現任の従業者を対 象とする研修計画がある	常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画があること。
6	全ての現任の従業者を対象とする研修の実施記録がある	常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サー ビスに関する研修の実施記録があること。
公表	長システムの「その他」の項	目(独自項目)
7	理念・ビジョン等を明文化 している	理念あるいはビジョン等があること。法人(福祉施設・事業所)が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人(福祉施設・事業所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができるものであれば、名称はこだわらない。
8	職員が理念・ビジョンにつ いて理解を深めるための 取り組みをしている	理念及びビジョン等の理解を深めて業務に当たることができるよう、ミーティング、全体会議等において確認する機会を持っていることを議事録等で確認できること。あるいは、理念・ビジョン等のコピーを職員が常に携帯している、又は事業所に掲示するなど常に確認し、業務に当たる事ができるようにしていること。
9	職員の就業状況や意向を 定期的に把握する仕組み がある	職員の仕事満足度に関するアンケートを実施する、働きやすい職場となるよう改善会議等が行われ検討していること。あるいは、管理者などが職員の面談などを実施し、職員の要望を聞いていることがわかる記録があること。アンケートの集計結果、会議録、面談記録などがあること。

10	給与体系又は給与表を導 入し、職員に周知している	給与体系又は給与表があり、事業所に設置していること。
(1)	非正規及び正規の就業規 則を作成し周知している	非正規及び正規の就業規則を作成し、事業所に設置し閲覧できること。
12	仕事と育児・介護との両立 を支援する取り組みを実 施している	育児や介護を仕事と両立できる取り組みが、就業規則若しくは育児・介護休業に関する規則などで明文化されていること、 又は制度として決められていないが、個人ごとに都度会議などで検討し実施しており、会議録等の記録があること。取り組みとしては、休業・時短などの「時間的支援」や、育児、介護にかかる費用の補助などの「経済的支援」、相談窓口の設置、企業内保育所などの「社会的支援」が考えられる。
13	当該サービスに従事する 全ての新任の従業者を対 象とする研修を計画的に 行っている(再掲)	常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画があること。新任の従業者がいない場合においても、研修計画があること。

※ ③及び④は、新任の従業者がいないとき(公表システムの仕様上、入力できないとき)は、 認証項目から除外する。ただし、⑬により、新任の従業者がいない場合においても、研修計 画があることを要する。

別表第2

第2段階認証 認証項目

<i>免 △ ↓</i>	1,	· 垻目						
	必須/努力	認証項目						
基本項目								
1 理念・基本方針などの確立								
(1)	必須	理念・基本方針やビジョンなどを職員に周知し、業務に活かすために継続的						
T.	石/泉	な取組を行っている。						
2	必須	理念や基本方針を、利用者や家族などへ周知している。						
(3)	 必須	理念・基本方針に基づき、職員としてなすべきことや守るべきこと(倫理規						
9	必久	定・行動規範・期待する職員像など)を明確にし、職員に周知している。						
2	人材確保の取得	組						
		福祉サービスの提供に関わる専門職(有資格の職員)の配置を決めた、必要						
4	必須	な介護人材の体制表などがあり、体制に不足が生じたときには速やかに補						
		充するように努めている。						
(6)	#∀ -	法人全体あるいは事業所として、特徴的な福祉人材確保(採用活動など)を						
5	努力	実施している。						
キャ	・リアパスと人を	材育成						
3	人事制度							
6	必須	人事制度(給与・昇進・昇格等に関する基準)を定め、職員に周知している。						
(7)	必須	一定の人事評価基準に基づき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する						
0	必須	成果や貢献などを評価している。						
4	職員の研修							
8	必須	職員の研修計画を作成し、実施している。						
9	努力	階層別研修計画あるいは職種別研修計画を作成し、実施している。						
10	努力	定期的に研修計画の評価と見直しを行っている。						
5	職員一人ひと	りの育成に向けた取組						
11)	必須	新任職員や職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が行われている。						
100	以海	職員の技術水準の向上のための資格取得や研修会参加に対して支援してい						
12	必須	る。						
13)	2) /百	個別面接を行う等、組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもと						
(13)	必須	で職員一人ひとりの目標が設定されている。						
(1A)	友又 → ト	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど進捗状況の						
14)	努力	確認が行われている。						
職場	景境							

6	職員の就業状況や意向の把握					
(15)	(1) 以海	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど				
(13)	必須	職員の就業状況を把握している。				
(16)	必須	職員の意向・要望を把握する取組をしている。職員が相談しやすいような組				
10	少須	織内の工夫をしている。				
(17)	努力	把握した職員の意向・意見や評価・分析等に基づき、改善策を検討・実施し				
11)	第 刀	ている。				
7	働きやすい職	場づくり				
18	必須	育児・子育て・介護などと両立して働きやすくする取組を行っている。				
19	必須	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。				
20	努力	休暇取得推進・労働時間縮減のための取組を行っている。				
地域	貢献					
8	8 地域との交流・連携					
		研修生やボランティアの受け入れ、地域への情報提供あるいは地域との交				
21)	必須	流などを通して地域と連携を図ることで、地域に貢献する取組を行ってい				
		る。				

別表第3

グループ	介護サービス
А	訪問介護、夜間対応型訪問介護
В	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
Е	通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
F	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護
G	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 設入居者生活介護 ※1 養護老人ホームを除く。 ※2 地域密着型特定施設は、外部サービス利用型を除く。
I	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
J	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
K	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
L	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
N	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
О	介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
Р	介護医療院、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
Q	介護療養型医療施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 ※3 介護療養型医療施設は、定員8人以下の施設を除く。

グループの分類は、介護サービス情報の公表制度における区分による。

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第1段階)申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人所在地 法 人 名 法人代表者 (職·氏名)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱第5条第1項の規定により、下記の事業所について、「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第1段階)」の要件を満たすことを宣言し、認証を申請します。

記

1 宣言事業所に係る情報

法	名 称	種別	社会福祉法人・医療法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・NPO 法人・その他(
人情報		名 称	
報	代表者氏名	氏 名	
	及び役職	役職名	
	宣言事業所名		
	住 所		
官	代表者氏名	氏 名	
言重	及び役職	役職名	
業	サービス種別		
宣言事業所情報	介護保険事業所番号		
報	電話番号		
	FAX 番号		
	URL	http://	

2 担当者連絡先

職・氏名:

電話番号:

E-mail:

3 添付書類

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第1段階)確認票(様式第1号別紙)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第1段階)確認票

1 「介護サービス情報の公表」制度の既存の項目(6項目)

(1) 基本情報項目

従業者の健康診断の実施状況

[] 0. なし・1. あり

注)全ての従業者の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。 なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66 条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の資質向上に向けた取り組みの実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修の実施状況

その内容

注)事業所において、従業者の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その 研修等の内容(名称、対象者、カリキュラム及び時間等)を記載すること。

(2) 運営情報項目

大項目 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

中項目 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

小項目 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

確認事項:当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている

]新任者なし(その場合、下記の2項目は記入不要です)

※確認のための材料

IJ

※確認のための材料

常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。 [] **0.なし・1.あ**

IJ

確認事項:当該サービスに従事する全ての現任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている

※確認のための材料

常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。 $\begin{bmatrix}
 \end{bmatrix}$ 0. なし・1. あ

IJ

※確認のための材料

常勤及び非常勤の全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。 [] 0. なし・1. あ

IJ

2 「介護サービス情報の公表」制度の「その他」の項目(6項目)

大項目:宮城県独自項目

中項目:職場環境改善に資する取り組み

小項目:組織の目指す姿を明確化していることが確認できる。

確認事項:理念・ビジョン等を明文化している

※確認のための材料

理念あるいはビジョン等がある。法人(福祉施設・事業所)が実施する福祉サービスの内 容や特性を踏まえた法人(福祉施設・事業所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ること ができるものであれば、名称はこだわらない。 [] 0. なし・1. あり

確認事項:職員が理念・ビジョンについて理解を深めるための取り組みをしている

※確認のための材料

理念及びビジョン等の理解を深めて業務に当たる事ができるよう、ミーティング、全体 会議等において確認する機会を持っていることを議事録等で確認できる。あるいは、理念・ ビジョン等のコピーを職員が常に携帯している、又は事業所に掲示するなど常に確認し、 業務に当たる事ができるようにしている。 [] 0. なし・1. あり

大項目: 宮城県独自項目

中項目:職場環境改善に資する取り組み

┃ 小項目:労働条件と労働環境が確認できる。

確認事項:職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みがある

※確認のための材料

職員の仕事満足度に関するアンケートを実施する、働きやすい職場となるよう改善会議 等が行われ検討している。あるいは、管理者などが職員の面談などを実施し、職員の要望を 聞いていることがわかる記録がある。アンケートの集計結果、会議録、面談記録などがあ [] 0. なし・1. あり

確認事項:給与体系又は給与表を導入し、職員に周知している

※確認のための材料

給与体系又は給与表があり、事業所に設置している。 [] 0. **なし・1. あり**

確認事項:非正規及び正規の就業規則を作成し周知している

※確認のための材料

非正規及び正規の就業規則を作成し、事業所に設置し閲覧できる。

] 0. なし・1. あり

確認事項:仕事と育児・介護との両立を支援する取り組みを実施している

※確認のための材料

育児や介護を仕事と両立できる取り組みが、就業規則若しくは育児・介護休業に関する 規則などで明文化されている、又は制度として決められていないが、個人ごとに都度会議 などで検討し実施しており、会議録等がある。取り組みとしては、休業・時短などの「時間 的支援」や、育児、介護にかかる費用の補助などの「経済的支援」、相談窓口の設置、企業 内保育所などの「社会的支援」が考えられる。 [] 0. なし・1. あり

3 再掲の項目(1項目)

大項目 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

中項目 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

小項目 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

確認事項:当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている

※確認のための材料

常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画があ

る。	[] 0. なし・1. あ
ij		

*上記の項目は、既存の項目で規定されていますが、新任者がない場合記入できないようなシステムになっています。しかし、新任の従業者がいない場合においても、研修計画があることが重要なので、独自項目として再掲しています。

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第2段階)申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人所在地 法 人 名 法人代表者 (職·氏名)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱第5条第1項の規定により、下記の事業所について、「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第2段階)」の認証を申請します。

記

1 事業所に係る情報

事業所名	
住 所	
サービス種別	
介護保険事業所番号	

2 担当者連絡先

職・氏名:

電話番号:

E-mail:

3 添付書類

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第2段階)確認票(様式第2号別紙)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第2段階)確認票

項	中语		小原	記	みやぎ介護人材を育	744-377 J V.L.			
項目	中項目		項 目	入欄	む取組宣言認証制度 (第2段階)項目	確認方法			
	1	必須	1		理念・基本方針やビジョンなどを職員に周知し、業務に活かすために継続的な取組を行っている。	理念・基本方針やビジョンなどの職員への周知方法を聴き取り確認する。業務に活かすための継続的な取組を聴き取る。確認材料例:新任者研修などのプログラム・年度ごとの振り返りの会議録・事業所内掲示状況・理念強化月間などの記録 【提出書類1】理念・基本方針・ビジョンなど			
	理念・基本方針など	必須	2		理念や基本方針を、利 用者や家族などへ周 知している。	理念や基本方針の利用者への周知方法を聴き取り確認する。 確認材料例:事業所のパンフレットや情報紙への掲載状況・家族会での説明の記録・ホームページでの公表など 【提出書類2】パンフレットや情報誌など			
基本項目	の確立	必須	3		理念・基本方針に基づき、職員としてなすべきことや守るべきこと(倫理規定・行動規範・期待する職員像など)を明確にし、職員に周知している。	倫理規定・行動規範・期待する職員像などの周知方法を聴き取り確認する。 確認材料例:研修などのプログラム・会議録・事業所内掲示など 【提出書類3】倫理規定・行動規範・期待する職員像など(名称にはこだわらない)			
					その他の取組	7 分帳兵隊など(有物になこに429/34)			
	2 人材確保の取組				福祉サービスの提供 に関わる専門職(有資格の職員)の配置を決	体制表などを確認する。			
					必須	4		めた、必要な介護人材 の体制表などがあり、 体制に不足が生じた 時には速やかに補充	確認材料例:体制表など 【提出書類4】体制表など
		努力	(5)		するよう努めている。 法人全体あるいは事 業所として、特徴的な 福祉人材確保(採用活 動など)を実施してい る。	法人全体あるいは事業所として、実施している取組について聴き取り確認する。 取組例) 夜勤の専従者などシフトの工夫・ 障がい者、高齢者の採用など 確認材料例:募集要項など			
					その他の取組				

						,		
	3	必須	6		人事制度(給与・昇進・ 昇格等に関する基準) を定め、職員に周知し ている。	人事制度について聴き取り確認する。またこれらの基準を職員へどのように周知しているか聴き取る。 確認材料例:就業規則・キャリアパス・給与制度など 【提出書類5】就業規則		
	人事制度	必須	7		一定の人事評価基準 に基づき、職員の専門 性や職務遂行能力、職 務に関する成果や貢 献などを評価してい る。	評価の実施手順を聴き取り確認する。 確認材料例:人事考課実施要領 キャリア パス基準など 【提出書類6】人事考課実施要領・キャリ アパス基準など		
					その他の取組			
		必須				研修計画の実施方法を聴き取り、実施状況 を確認する。		
1.			8		職員の研修計画を作 成し、実施している。	確認材料例:研修計画と実施記録		
キャリアパ	4 職員の研修	75				【提出書類7】研修計画 (事業所あるいは法人としての研修計画 など)		
リアパスと人材育成		職 員 列 力 研	努力 ⑨		階層別研修計画ある いは職種別研修計画 を作成し、実施してい る。	研修計画を確認し実施状況を確認する。計画には職員に必要とされる専門技術や専門資格などを明示していることを確認する。		
万 义						確認材料例:キャリアパス・新人研修計画、 現任研修計画・階層別研修計画などと実施 記録		
		タ	努		定期的に研修計画の	計画の見直し方法を聴き取り、見直したことが分かる記録を確認する。		
		努力	10		評価と見直しを行っている。	確認材料例:職員の研修委員会などの議事 録・見直し前の研修計画など		
					その他の取組			
	5	必須	(1)	(i)	新任職員や職員の経験や習熟度に配慮し	OJT の実施方法について聴き取り、実施記録を確認する。		
	育 戊職	須			た個別的な OJT が行 われている。	確認材料例:OJT 実施記録など		
	こ句けれ				職員の技術水準の向	支援方法について聴き取り、実施している ことを確認する。		
	と反且の	必須	12		上のための資格取得や研修会参加に対し	取組例)費用負担・シフトの調整・先輩の 指導など		
	(/)	の	0				て支援している。	確認材料例:費用負担の基準・研修申請書・ 資格を取得した者の名簿など

1 1	1 1			I		
キャ	5 職員一人ひと	必須	13)		個別面接を行う等組 織の目標や方針を徹 底し、コミュニケーションのもとで職員一	職員の目標の設定の仕方などについて聴き取り、職員の目標を確認する。
ヤリアパ					人ひとりの目標が設定されている。	確認材料例:面談などの記録・一人ひとり の目標設定シートなど
スと人材育成	りの育成に	努力	14)		職員一人ひとりが設 定した目標について、 中間面接を行うなど	職員の目標の進捗状況の確認方法にについて聴き取り、確認する。
育成	に向けた				進捗状況の確認が行われている。	確認材料例:中間面接の記録など
	取組				その他の取組	
		必須	(15)		職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に	有給休暇の取得状況などの就業状況の把 握方法を聴き取り、確認する。
	6 職員の就業状況や意向の把握	· 須 	•		確認するなど職員の 就業状況を把握して いる。	確認材料例:出勤簿など
			び 16	6	職員の意向・要望を把握する取組をしている。職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	職員の意向把握の取組や、相談しやすいような組織内の取組について聴き取り、確認する。
)				取組例) 個別面談の実施、職員アンケート の実施、相談窓口の設置など
		,				確認材料例:面談の記録・職員アンケートのまとめ・相談窓口の設置要綱・相談窓口を職員へ公報していることがわかる書面・ 異動希望調書など
職場環境		把	努力 ⑰		把握した職員の意向・ 意見や評価・分析等に もとづき、改善策を検	職員の意向や意見の記録と、把握した結果 について、検討し、対応した内容をについ て、聴き取り、記録などにて確認する
					討・実施している。	確認材料例:面談の記録・意向や意見を検 討した会議の議事録など
					その他の取組	
	7 働きやす	必須	18)		育児・子育て・介護な どと両立して働きや	育児・子育で・介護などと仕事を両立する 取組について聞き取る。育児・介護休業に 関する規則など明文化されているものが あれば、確認する。個人ごとに都度会議な どで検討し実施している場合は、会議録等 を確認する。
	い職場づく	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /			すくする取組を行っている。	取組例)看護介護休暇・時短・事業所内保 育所・相談窓口の設置・育児介護にかかる 費用の補助など
	り					確認材料例:就業規則、職員周知文書、検 討した会議の議事録など

			1			
	7 働きやす	必須	19		職員の心身の健康と 安全の確保に努め、そ の内容を職員に周知 している。	職員の心身の健康と安全の確保のための 取組について聴き取り、確認する。 取組例) 心身の健康管理・相談窓口の設置・ 法を上回る健康診断の実施・インフルエン ザなどの予防接種への支援・腰痛予防研 修・メンタルヘルス研修・リフレッシュ休 暇など 確認材料例:職員周知の文書、実施記録な
職場	やす					ど
職場環境	い職場づれ					年次有給休暇などが取得しやすい環境を整え、労働時間縮減のために、行っている 取組について聴き取り確認する。
	くり	努力	20		休暇取得推進・労働時間縮減のための取組を行っている。	取組例) 年次有給休暇の取得率の目標づくり・休暇の計画的な取得促進・リフレッシュ休暇・労働時間縮減のための検討会実施・ノー残業デイなど
						確認材料例:実施記録、検討会の議事録
	8 地域に				研修生やボランティアの受け入れ、地域への情報提供あるいは地域との変流などを通して地域と連携を図ることで、地域に貢献する取組を行っている。	取組例1)職場見学・職場体験・実習生・ ボランティアなどの受け入
						確認材料例:受け入れ記録・受け入れマニュアルなど
地址			21)			取組例2) 広報紙作成・学習会の講師・相 談会の開催など介護に関する情報提供
地域貢献	との交流	必須				確認材料例:広報紙・学習会のチラシなど
	流・連携					取組例3)地域住民向けの講座・サロン・ 祭りやイベントを開催し地域との交流
	2,7					確認材料例:実施記録・チラシなど
					その他の取組	
					(事業所のアピールし	たいこと、特徴的な取組をお書きください)
その他	9アピール					

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第 段階)変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人所在地 法 人 名 法人代表者 (職·氏名)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱第5条第2項の規定により、下記の事業所に 係る情報の変更を届け出ます。

記

1 事業所に係る情報(変更する情報のみ御記入ください。)

N.I.	名 称	
法人	所在地	
人情報	代表者氏名	氏 名
	及び役職	役職名
	宣言事業所名	
	住 所	
	代表者氏名	氏 名
事業	及び役職	役職名
事業所情報	サービス種別	
報	介護保険事業所番号	
	電話番号	
	FAX 番号	
	URL	http://

2 担当者連絡先

職・氏名:

電話番号:

E-mail:

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第 段階)更新申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人所在地 法 人 名 法人代表者 (職·氏名)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度第 段階認証の更新を受けたいので、みやぎ介護人材 を育む取組宣言認証制度実施要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業所に係る情報

事業所名			
住 所			
サービス種別			
介護保険事業所番号			

2 担当者連絡先

職・氏名:

電話番号:

E-mail:

3 添付書類

(第2段階認証で変更がある場合)みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第2段階)確認票(様式第2号別紙)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(第 段階)辞退届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

法人所在地 法 人 名 法人代表者 (職·氏名)

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度の宣言の登録(第 段階認証)を辞退したいので、み やぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱第9条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 事業所に係る情報

事業所名		
住 所		
サービス種別		
介護保険事業所番号		

- 2 辞退の理由
- 3 担当者連絡先

職・氏名:

電話番号:

E-mail:

4 添付書類

宣言証又は認証証